

# 医療的ケア児の通学支援事業の手引き

(県立特別支援学校版 令和8年度更新)

医療的ケア児の通学支援事業では、福祉タクシー等の車両に看護師及び介護職員（対象児童生徒に必要な医療的ケアを実施できる認定特定行為業務従事者）が同乗して、児童生徒を学校へ送迎します。通学中に医療的ケアが必要なため、スクールバスに乗ることが困難な児童生徒の送迎等を行っている保護者等の負担軽減を図ります。

## (1) 対象者

■ 県立特別支援学校に在籍しており、登下校中に①から④の医療的ケアが必要となるため、スクールバスによる通学が困難な状態にある者で、福祉タクシー等による通学を安全に行うことができる者

- ① 口腔内又は鼻腔内の喀痰吸引
- ② 気管カニューレ内部等の喀痰吸引
- ③ 酸素療法や人工呼吸器の管理
- ④ ①から③と同等の医療的ケア

## (2) 医療的ケアの実施者

■ 看護師（准看護師を含む）

■ 介護職員（対象児童生徒に必要な医療的ケアを実施できる認定特定行為業務従事者）

【認定特定行為業務従事者】

「社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第4条第1項」及び「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第126号）」に基づく認定特定行為業務従事者認定証を交付されている者で、都道府県知事から「登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）」として登録を受けた事業者であること

## (3) 実施する医療的ケア

■ 上記（1）①から④に係る主治医の指示（指示書）に基づく医療的ケア

■ ただし、介護職員が対象児童生徒に実施する医療的ケアは、関連法令に基づく特定行為（認定特定行為業務従事者認定証に記載のある行為）とする。

【特定行為】

①口腔内の喀痰吸引 ②鼻腔内の喀痰吸引 ③気管カニューレ内部の喀痰吸引 ④胃ろう又は腸ろうによる経管栄養 ⑤経鼻経管栄養

【関係法令】

「社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）」「社会福祉士及び介護福祉士法施行令（昭和62年政令第402号）」

「社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年厚生省第49号）」「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成23年法律第72号）」「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部を改正する省令（平成23年校正労働省令第126号）」

## (4) 対象となる事業者

■ 看護師等

- ・ 対象児童生徒の医療的ケアを実施できる看護師等が所属している事業者

■ 車両

- ・ 道路運送法に基づき、旅客自動車運送事業（一般乗用旅客自動車運送事業）を実施している事業者
- ・ 道路運送法に基づき、自家用有償旅客運送（福祉有償運送）を実施している事業者

【保護者へお願い】 上記の運送事業の許可等を有していない事業者（放課後等デイサービス等）があります。運送事業の許可等の有していない場合は、本事業の利用はできませんので、必ず、事業者を確認してください。

## (5) 利用可能回数

■ 個別に相談の上決定

# 医療的ケア児の通学支援事業利用の流れ

保護者等にいただくこと  
①訪問看護等事業所の選定から利用まで

手順	提出書類等	時期	備考
①学校に相談する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 事業の利用希望を学校にお知らせください。学校から以下の書類を受け取ってください。</li> <li>■ 奈良県医療的ケア児の通学支援事業実施要綱及び様式</li> <li>■ 医療的ケア児の通学支援事業の手引き</li> <li>■ 医療的ケア児の通学支援事業見積書作成について（訪問看護等事業者宛）</li> <li>■ 奈良県医療的ケア児の通学支援事業における事業委託仕様書</li> </ul>		
②事業者と相談する。			「奈良県医療的ケア児の通学支援事業実施要綱及び様式」「奈良県医療的ケア児の通学支援事業の手引き」を渡し、必要な情報を事業者伝えて受託可能かどうか事業者確認してください。また、利用予定の福祉タクシー等事業所を伝えてください。
③②の結果が良好なら、書類を作成し学校に提出する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 医療的ケア児の通学支援事業利用（変更）申請書【様式第1号】</li> <li>■ 医療的ケア児の通学支援事業に係る同意書【様式第2号】</li> </ul>	同時期に作成・依頼をし、まとめて学校へ提出してください。	保護者等が作成してください。作成後、学校へ提出してください。
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 主治医の指示書の写し</li> </ul>		主治医に事業内容等を伝え、指示書の作成を依頼してください。（費用は保護者等負担です。）指示書が完成したら、原本を事業者へ写しを学校へ提出してください。
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 見積書</li> </ul>		事業者へ「医療的ケア児の通学支援事業見積書の作成について（訪問看護等事業者宛）」「奈良県医療的ケア児の通学支援事業における事業委託仕様書」を渡し、見積書の作成を依頼してください。事業者から見積書が届いたら、学校へ提出してください。
申請に対し、奈良県教育委員会から結果が通知される。 (審査の結果、事業を利用できないことがあります。)			
申請の結果、利用可能であれば、奈良県教育委員会と訪問看護等事業者が契約を締結する。 (時間を要することがあります。)			
利用を開始する。 (利用開始までに、事前に事業者と打合せを行い、安全に実施できるよう、安全確認を実施してください。)			
④利用したい日時を事業者と連絡する。		利用ごと	利用が可能か、事業者へ直接依頼してください。
利用			
⑤実績報告書兼請求書の作成を依頼する。	(■ 医療的ケア児の通学支援事業実績報告書兼請求書【様式第4号】)	月ごと	事業者へ作成を依頼してください。作成後、事業者は奈良県教育委員会事務局特別支援教育推進室に提出します。

※見積書の書式は問いません。主治医の指示書の書式は問いませんが、個々の実態に応じたものとしてください。

# 医療的ケア児の通学支援事業利用の流れ

保護者等にさせていただくこと  
②福祉タクシー等事業所の選定から利用まで

手順	提出書類等	時期	備考
①学校に相談する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 事業の利用希望を学校にお知らせください。学校から以下の書類を受け取ってください。</li> <li>■ 奈良県医療的ケア児の通学支援事業実施要綱及び様式</li> <li>■ 医療的ケア児の通学支援事業の手引き</li> <li>■ 医療的ケア児の通学支援事業見積書作成について（福祉タクシー等事業者宛）</li> </ul>		
②事業者と相談する。			「奈良県医療的ケア児の通学支援事業実施要綱及び様式」「奈良県医療的ケア児の通学支援事業の手引き」を渡し、事業内容等、必要な情報を事業者伝えてください。利用日の調整やキャンセル時の対応の確認等を行ってください。また、利用予定の訪問看護等事業所を伝えてください。
③②の結果が良好なら、見積書を依頼し、学校に提出する。	■ 見積書		事業者へ「医療的ケア児の通学支援事業見積書の作成について（福祉タクシー等事業所宛）」を渡し、見積書の作成を依頼してください。事業所から見積書が届いたら、学校へ提出してください。
申請に対し、奈良県教育委員会から結果が通知される。 (審査の結果、事業を利用できないことがあります。)			
利用を開始する。 (利用開始までに、事前に事業者と打合せを行い、安全に実施できるよう、安全確認を行ってください。)			
④利用したい日時を事業者伝える。		利用ごと	利用が可能か、事業者へ直接依頼してください。
利用			
⑤請求書の作成を依頼する。		利用ごと	事業者へ作成を依頼してください。作成後、事業者は児童生徒が在籍する学校へ提出します。

※見積書の書式は問いません。

※利用開始時、児童生徒が在籍する学校から「就学奨励費受領に係る委任状」の用紙が渡されます。支払いに関する重要なものですので、ご記入の上すみやかに児童生徒が在籍する学校へ提出してください。

手順	必要書類等	時期	備考
(保護者等の動き) ◆保護者等は学校に相談し、児童生徒が事業の対象である場合は学校から必要書類を受け取り、事業者を利用相談をするよう伝えられる。			
①保護者等から相談を受ける。			保護者等から、「奈良県医療的ケア児の通学支援事業実施要綱及び様式」「奈良県医療的ケア児の通学支援事業の手引き」を受け取り、事業内容等、必要な情報を聞いたり、児童生徒が利用予定の福祉タクシー等事業所と連絡を取ったりして、受託が可能かどうかを保護者に伝えてください。
②保護者等から見積り作成の依頼を受ける。	■見積書		「医療的ケア児の通学支援事業見積書の作成について(訪問看護等事業者宛)」「奈良県医療的ケア児の通学支援事業における事業委託仕様書」を読み、福祉タクシー等事業所からの見積書を確認の上、見積書を作成して保護者に渡してください。
③主治医の指示書の様式及び記載すべき内容について、保護者等と確認する。	■主治医の指示書		主治医の指示書の様式や記載内容について保護者等と確認してください。
(保護者等の動き) ◆保護者等は、主治医に「指示書」の作成を依頼する(費用は保護者等負担)。			
④主治医の指示書が作成されたら、保護者等と指示書の内容について確認する。	■主治医の指示書の原本を保管する。 ■主治医の指示書の写しを保護者へ渡す。		保護者と指示書の内容について確認してください。指示書の写しを保護者等へ渡し、指示書の原本は事業者が保管してください。
(保護者等の動き) ◆保護者等は、奈良県教育委員会に申請書類を提出する。			
保護者の申請に対し、奈良県教育委員会からの結果が保護者に通知される。 (審査の結果、事業を利用できないことがあります。)			
⑤申請の結果、利用可能であれば、奈良県教育委員会と契約を締結する。	■契約書		奈良県教育委員会から契約締結の連絡を受け、契約を締結する。
通学支援(看護師等同乗による登下校)を開始する。 (開始までに、事前に保護者と打合せを行い、安全に実施できるよう、安全確認を行ってください。)			
⑥保護者から利用日時が伝えられる。		利用ごと	利用が可能か、保護者に伝えてください。
通学支援(看護師等同乗による登下校) (看護師等のみが乗車した区間のタクシー料金を福祉タクシー等事業所へお支払いください。)			
⑦実績報告書兼請求書を作成し提出する。	■医療的ケア児の通学支援事業実績報告書兼請求書【様式第4号】	月ごと	作成後、事業者は奈良県教育委員会事務局 特別支援教育推進室に提出してください。

※見積書の書式は問いません。主治医の指示書の書式は問いませんが、個々の実態に応じたものとしてください。

# 医療的ケア児の通学支援事業利用の流れ

福祉タクシー等事業者の主な手続き

手順	提出書類等	時期	備考
<p>(保護者等の動き) ◆保護者等は学校に相談し、児童生徒が事業の対象である場合は学校から必要書類を受け取り、事業者を利用相談をするよう伝えられる。</p>			
①保護者等から相談を受ける。			保護者等から、「奈良県医療的ケア児の通学支援事業実施要綱及び様式」「奈良県医療的ケア児の通学支援事業の手引き」を受け取り、事業内容等、必要な情報を聞いたり、児童生徒が利用予定の訪問看護等事業所と連絡を取ったりして、利用の可否を保護者に伝えてください。
②①で利用可能な場合は、見積書を作成する。	■見積書		「医療的ケア児の通学支援事業見積書作成について(福祉タクシー等事業者宛)」を読んで見積書を二部作成し、一部は児童生徒が利用予定の訪問看護等事業所へ、一部は保護者へ送付してください。
<p>保護者の申請に対し、奈良県教育委員会からの結果が保護者に通知される。 (審査の結果、事業を利用できないことがあります。)</p>			
<p>通学支援（看護師等同乗による登下校）を開始する。 (開始までに、事前に保護者と打合せを行い、安全に実施できるよう、安全確認を行ってください。)</p>			
③保護者から利用日時が伝えられる。		利用ごと	利用が可能か、保護者に伝えてください。
<p>通学支援（看護師等同乗による登下校） (児童生徒が乗車した区間の料金を児童生徒の在籍校から、看護師等のみが乗車した区間の料金を訪問看護等事業所から受け取ってください。)</p>			
④請求書を作成し提出する。		利用ごと	作成後、事業者は児童生徒の在籍校に提出してください。

※見積書の書式は問いません。

※訪問看護等事業所からの料金の支払い方法については訪問看護等事業所と話し合いの上、決定してください。

## 医療的ケア児の通学支援事業 Q&A

- Q1： 保護者等が、この事業を活用するには、どこの事業者にご相談すればよいですか。
- A1： この事業は車両内で医療的ケアを実施するものであり、安全が第一です。お子さんが安全に安心して医療的ケアを受けられ、そして保護者等が安心してお子さんのことを任せられるよう、まずは普段利用していて、お子さんのことをよくご存じの訪問看護等事業者や、福祉タクシー等事業者などに相談してみてください。
- Q2： 保護者等が相談した事業者は、必ず引き受けてくれるのですか。
- A2： 事業者がこの事業を受託されるには、人員確保等の体制が整うことが必要ですので、受託が難しい、あるいは受託いただくまでに時間を要するケース等も考えられます。
- Q3： 主治医の指示書は必須ですか。
- A3： 必須です。なお、指示書の宛名は通学途上の車内でお子さんの医療的ケアを実施する事業者でなければなりません。
- Q4： 同乗する看護師等は、特定の者でないといけませんか。
- A4： 事業者への委託事業であり、看護師等を限定するものではありません。
- Q5： 通院等を理由に、送迎の途中で病院やその他の場所に寄ってもらうことはできますか。
- A5： できません。この事業の送迎範囲は原則として自宅ー学校間です。
- Q6： 送迎中、子どもの容態にいつもと違う様子が現れたと判断する場合や、医療的ケア実施中に緊急事態が発生した場合には、どのような対応が必要ですか。
- A6： 同乗看護師等は、事前に確認した緊急時対応手順等に沿って必要な措置を行います。同乗看護師等は、保護者等その他の適切な者が、措置を行っている場に到着するまでの間、その場にいることになっています。
- Q7： キャンセルすることになった場合はどうしたらよいですか。
- A7： キャンセルが分かった時点で直ちに、保護者等から各事業者にご連絡してください。キャンセル料が発生する場合は、1回の利用となります。
- Q8： 児童生徒1人に対し、2人の看護師等が同乗することは可能ですか。
- A8： 本事業においては、対象児童生徒1人に対し、同乗看護師等は1人です。
- Q9： 本事業は医療保険の適用対象ですか。
- A9： 適用対象外です。
- Q10： 主治医の指示書の作成料は、本事業の経費から支出されますか。
- A10： 主治医の指示書の作成にあたり、文書料等が発生した場合には、保護者負担となります。

Q11： 保護者の負担金がありますか。

A11： 保護者の負担金はありません。

Q12： 福祉タクシー等事業所が作成する見積書とは、どのようなものですか。

A12： 児童生徒の自宅から学校までのタクシー料金について見積書を二部作成してください。一部は児童生徒が利用を予定している訪問看護等事業所へ、一部は保護者へご提出ください。

Q13： 訪問看護等事業所が作成する見積書とは、どのようなものですか。

A13： 児童生徒が福祉タクシー等に乗車している間のケア料金及び児童生徒が乗車していない間のタクシー料金（児童生徒が利用を予定している福祉タクシー等事業所からの見積書による）の合計金額について見積書を一部作成し保護者へご提出ください。

Q14： 福祉タクシー等事業所の経費について、請求や支払いはどうなりますか。

A14： 児童生徒が乗車した区間については児童生徒の在籍する学校から支払われます。看護師等のみが乗車した区間については福祉タクシー等事業所が作成した見積書のとおり訪問看護等事業所から支払われます。支払い方については保護者や訪問看護等事業所と話し合いの上、決定してください。

Q15： 訪問看護等事業所の経費について、請求や支払いはどうなりますか。

A15： 看護師等のみが乗車した区間については、福祉タクシー等事業所が作成した見積書のとおり福祉タクシー等事業所へお支払いください。通学支援に係る経費については、訪問看護等事業所が作成した見積書のとおり奈良県教育委員会事務局から支払われます。